

第Ⅱ期北海道教育資料収集整備計画書

北海道教育大学附属図書館

【はじめに】

「北海道教育資料収集整備計画」は、昭和53年から実施され、以来今日までおおよそ20年間にわたり、全学五館の共同事業として続けられてきました。(以下この期間における計画を「第Ⅰ期計画」という。)

第Ⅰ期計画の成果は、平成10年11月「北海道教育資料収集整備事業実施報告書ー北海道教育大学附属図書館自己点検・評価資料ー」(以下「報告書」という。)としてまとめ公表しました。

この20年間、第Ⅰ期計画は、決して開始当初の計画どおりに続けられてきたとは言えません。例えば、収集の範囲が広すぎたため、収集することに無理が生じてきたこと、そして収集した資料の整理・運用等の面で手がまわらなくなってきたこと、また全館的な収集態勢が維持できなくなってきたこと、ひとつの柱であった戦前・戦中の貴重資料の収集のベースが落ちてきたこと、等々の状況の変化があげられます。

一方、図書館業務も開始当時の手書きによるカードも目録の作成から、現在は電算システムによる情報の処理と変化してきており、収集資料のデータベースの構築が可能となっております。

こういった状況をかんがみ、平成10年度第4回図書館運営委員会で、この収集整備計画の収集対象資料、推進態勢等の見直しを決定し、第Ⅱ期の収集整備計画を策定することとしました。

【資料の収集】

1 収集対象資料

第Ⅰ期計画において企図した網羅的な収集は、人的な要件、日常業務の増大等で事実上対応が困難となったことで、収集対象資料を次の7項目とする。

なお、教育関係諸機関・団体の研究紀要・報告書等は、北海道立教育研究所が収集・整理し関係者の利用に供しているのので、収集の対象から外した。

(1) 本道の小・中学校の記念誌・沿革誌(史)類

小・中学校の記念誌・沿革誌(史)類には、個々の学校の運営や指導方針、時の教育政策への対応、指導方法・授業方法、そして学校内での児童生徒や教職員の生活、また地域社会とのかかわり等が記述されており、特に本資料類の殆どに記載されている「年表」または「あゆみ」等は教育実践の歴史的事実を提供している。

本資料類は、第Ⅰ期計画において収集点数、1,662点に達しているが、刊行を把握しつつも未収集のものが相当数あり、今後刊行されるものと共に未収分についても積極的に収集する必要がある。

(2) 閉校した小・中学校の記念誌・沿革誌(史)類

閉校した小・中学校は、大部分がその事由を記述した閉校記念誌を刊行しており、閉校後は、これらの記念誌の入手が困難となるので遺漏のないよう配慮して収集につとめる必要がある。

(3) 本道の学校で使用された現行検定制以前の教科書

本資料は、本学図書館において徐々に充実したコレクションを形成しつつあり、当然、なかには明治検定後期、文部省が編集・刊行した「北海道尋常小学校読本」(全8巻、明治30-31)といった地域版も含まれている。

本学所蔵教科書目録は、報告書でも述べているとおり第Ⅰ期計画において、3回(追補版も含めると4回)刊行しており、最新の所蔵目録(新編)の集録点数は3,661点で、ひろく学内外の研究者に利用されており、更に継続して収集する必要がある。

(4) 本道の学校で使用された暫定教科書

墨塗り教科書に続き昭和21年度のみ使用された文部省著作の暫定教科書は、タブロイド版の極めて粗悪な新聞用紙に印刷され、大部分が製本されていない折りたたみ式で、殆どの教科が数冊の分冊で発行され、「折りたたみ教科書」とか「分冊仮綴じ教科書」と称されている。

本学図書館では9割程度所蔵しているが、電子複写により収集したものが相当数を占

めており、原資料・未収分の発掘・収集が必要である。

(5) 本道の小・中学校で使用された副読本

授業をとおして、身近な地域を児童生徒に学習させるための教材として、社会科副読本や郷土読本がある。地域の実情に即して編集される副読本は、児童が地域をどう理解するか、大きな役割を果たしている。ほかにも英語の補助的読み物とか道徳の副読本等があるが、これらは、重要な一次資料であり、収集が必要である。

(6) 本道の教育団体の刊行資料

本道の教育団体は、現在150以上に及んでおり、戦前からの団体を改組したもの、戦後新たに結成されたもの等、時代の趨勢のもとに結成、解散あるいは統合してきている。第Ⅱ期計画では、北海道立教育研究所が編纂、あるいは編集・発行した下記資料に依拠し、別紙に掲げる教育団体の刊行資料を収集することとする。

- ①「北海道教育史 全道編 四(昭39.3)」の「第十六 教育団体(p.485～639)」(明治10年代から終戦までの教育団体)
- ②「北海道教育史 戦後編 五(昭58.3)」の「第二十四 教育団体(p.571～610)」(終戦直後から昭和32年までの教育団体)
- ③「北海道教育史 昭和33年～58年 資料編 第五巻 教育関係団体等」の「第3部 研究・研修(p.171～384)」(昭和33年～昭和58年までの教育団体)
- ④昭和59年から現在までの教育団体

(7) 本道の生涯教育(社会教育を含む)に関する資料類

生涯教育に関する研究紀要・報告類並びに本道各地の自治体が、それぞれの地域圏ごとに策定している生涯学習推進計画等の資料類及び第Ⅰ期計画において対象とした社会教育に関する資料類は、本学として収集する必要がある。

2 資料の収集方法

(1) 購入による収集

- ① 新刊書及び頒価を有する資料
- ② 古書店からの購入
- ③ 機関・団体・個人所蔵資料の一括あるいは選択購入

(2) 受贈による収集

- ① 本計画をひろくPRし関係機関・団体・個人に寄贈してもらうよう働きかける。
- ② 関係資料を所蔵している関係機関・団体・個人を探索し個別に寄贈を依頼する。

(3) 寄託制による収集

購入・寄贈がともに不能な資料については寄託制をもうける。

(4) 複製による収集

- ① 購入・寄贈・寄託がいずれも不能な資料については、ハード・コピー、マイクロフィルム等によって複製を作成し収集する。
- ② その他、必要に応じ写真、テープ、レコード等を作成し収集する。

【推進態勢】

- 1 教育関係資料の収集等を円滑に推進するため、教育資料収集小委員会(以下)「小委員会」という。)を設置する。
- 2 小委員会は、次に掲げる事項を協議し、当該年度の「教育資料収集実施計画書(案)」を作成し図書館運営委員会の承認を得るものとする。
 - (1) 収集のための企画、立案等に関すること。
 - (2) 教育資料の所在調査に関すること。
 - (3) 収集事業の広報に関すること。
- 3 小委員会は、収集結果を「実施報告書」としてまとめ、図書館運営委員会に報告する。
- 4 小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 各分校の教官 1名
 - (2) 附属図書館事務長
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 小委員にかかる事務は、中央館が所掌する。

【第Ⅱ期計画の期間】

第Ⅱ期計画の期間は、平成11年度から平成16年度までの6年間とする。